

# 社会福祉法人 廣海会

## 役員費用弁償に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人廣海会定款第5条に規定する理事・監事及び評議員（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員が理事会・評議員会・第三者委員会・評議員選任解任委員会に出席した場合、内部監査を実施した場合、またその他の法人業務をした場合は、費用を弁償する。

2 役員費用弁償額は、下記のとおりとする。

○ 費用（旅費） 一律 5,000円

(重複支給の排除)

第3条 施設の職員が役員を兼ねるときは、役員としての費用は、支給しない。

(報酬及び費用弁償の方法)

第4条 役員の旅費及び費用弁償の支給方法については、本規定に定めるものとする。

(付 則)

この規定は、平成11年4月1日より定める。

改正

平成15年4月1日

平成17年11月22日

平成18年2月8日

平成18年5月26日

令和3年6月4日

令和5年6月1日